

岩手県選挙管理委員会ソーシャルメディア利用規約

(趣旨)

第1条 本規約では、岩手県選挙管理委員会が運用するソーシャルメディア（以下「選管ソーシャルメディア」という。）における利用について定めます。

(発信する情報)

第2条 岩手県選挙管理委員会は、選管ソーシャルメディアにより、選挙制度の紹介や選挙啓発活動の内容等を随時発信していきます。

(運用管理責任者)

第3条 運用管理責任者は、岩手県選挙管理委員会事務局書記長とします。

(運用者)

第4条 運用者は、岩手県選挙管理委員会事務局職員とします。

(対象アカウント)

第5条 本規約の対象とする選管ソーシャルメディアのアカウントは次のとおりです。

- (1) Twitter (ツイッター) アカウント iwateken_senkan
- (2) Facebook (フェイスブック) ユーザーネーム iwateken.senkan

(利用方法)

第6条 本規約を全て読み、同意した方のみが投稿できます。なお、投稿した方は本規約に同意したものとします。

(注意事項)

第7条 選管ソーシャルメディアのコメントについての注意事項を定めます。

- (1) 運用者は、個別の投稿に対して返信は行いません。
- (2) 運用者は、利用者の名前やプロフィール写真、性別、友達リスト等、利用者のアカウント設定上すべてのユーザーに公開している情報へのアクセスを行います。
- (3) 以下に定める禁止事項に反する投稿は予告なく削除することがあります。また、当該内容の投稿者について、以後の投稿を禁止する場合があります。
 - ア 特定の政党等政治団体及び候補者に有利又は不利となるもの
 - イ 法律、法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
 - ウ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - エ 政治活動、宗教活動を目的とするもの
 - オ 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害するもの
 - カ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
 - キ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
 - ク 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ケ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの

- コ 本人の承諾なく個人情報特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- サ 有害なプログラム等
- シ わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ス その他、岩手県選挙管理委員会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(知的財産権)

第8条 選管ソーシャルメディアに掲載された個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、岩手県選挙管理委員会に帰属するものとします。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められている場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

(免責事項)

第9条 選管ソーシャルメディアの利用についての免責事項を定めます。

- (1) 岩手県選挙管理委員会は、コメントに表示される情報の正確性、完全性、有用性等について、一切保証するものではありません。
- (2) 岩手県選挙管理委員会は、利用者がコメント等の掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) コメントの投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してください。また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情等があった場合、岩手県選挙管理委員会は一切の責任を負わず、費用負担等を含む全てを投稿者本人が対応するものとします。
- (4) 岩手県選挙管理委員会は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (5) 上記のほか、岩手県選挙管理委員会は、選管ソーシャルメディアに関連する事項に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (6) 岩手県選挙管理委員会は、予告なく本規約の変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があります。

附則

この規約は、平成25年5月29日より施行します。